平成２４年（フ）第３１９号
埼玉県ふじみ野市大原２丁目４番11号
破産者　田中　清治
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４０号
埼玉県狭山市新狭山３丁目１番地の２　レジデンス新狭山203、開始決定時の住所埼玉県狭山市大字堀兼1071番地
破産者　折原　宏昭
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５７号
埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目３番９号
破産者　奈良　尚人
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１９号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1829番地52
破産者　奥田みのり
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４８号
埼玉県入間市大字仏子769番地２　ダイアパレス801、旧住所埼玉県入間市大字野田1484番地１　ガーデンコート入間602
破産者　鍋島　正視
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０９号
埼玉県所沢市松葉町２番７―102号　第１中野ハイツ
破産者　山中　弘久
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６号
新潟県村上市檜原1285番地甲子
破産者　太田　重保
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３３号
新潟県佐渡市小木町56番地１
破産者　桃井　幸定
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１６１２号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区４棟109号
破産者　久徳スミ子
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０９号
愛知県小牧市新町２丁目85番地　太平コーポラスⅡ401号
破産者　松野　芳巳
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１１号
名古屋市中区大須２丁目２番12号　プレサンスＳＡＫＡＥ白川公園1103号
破産者　中野　陽子
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３８号
名古屋市南区鳴浜町６丁目１番地の116
破産者　前島　雄次
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８７０号
愛知県犬山市字東北野94番地１　２棟104
破産者　齊藤　　馨
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４号
京都府京丹後市弥栄町吉沢944番地の１、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市弥栄町吉沢987番地
破産者　番場　昭男
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第４１４号
広島市安佐南区中筋３丁目16番50―３号
破産者　松長　良三
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５０号
広島市中区吉島東１丁目９番３―402号　川本ビル東
破産者　岡﨑　光一
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９３号
広島市安佐北区あさひが丘８丁目12番１号
破産者　伊藤　逸枝
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９６号
広島市中区江波二本松１―15―14レオパレスジュネスＥＢＡ103号室、住民票上の住所山口県熊毛郡上関町大字長島170番地１
破産者　河村　和弘
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７９号
広島市安佐南区八木４丁目７番18号
破産者　藤井　邦朗
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部